

## 第 7 次宮城県地域医療計画の策定について

### 1 地域医療計画の策定根拠・目的・変遷

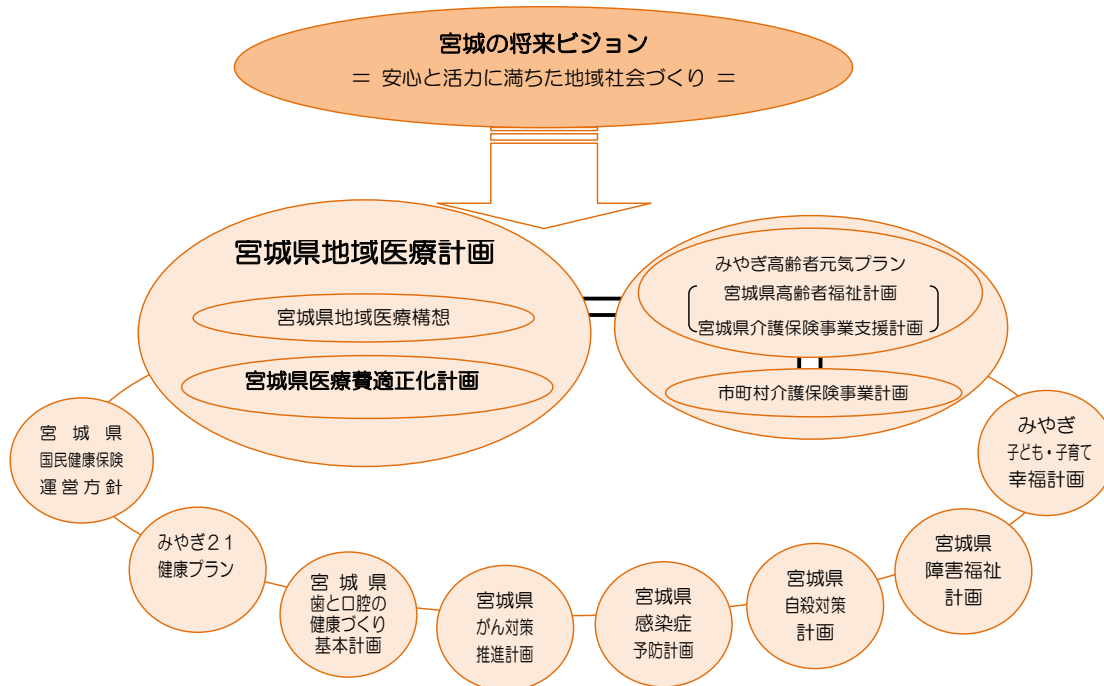
医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされている。

また、同法第 30 条の 6 第 2 項の規定により、都道府県は少なくとも 5 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要と認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとされている。

現行の第 6 次宮城県地域医療計画は、平成 25 年 4 月に公示し、計画期間を 5 年間と定めたことから、今回、計画を変更するもの。

- ①第 1 次宮城県地域保健医療計画（昭和 63 年 8 月及び平成元年 6 月公示）
- ②第 2 次宮城県地域保健医療計画（平成 5 年 8 月公示）
- ③第 3 次宮城県地域保健医療計画（平成 11 年 8 月公示）
- ④第 4 次宮城県地域保健医療計画（平成 15 年 8 月公示）
- ⑤第 5 次宮城県地域医療計画（平成 20 年 4 月公示）
- ⑥第 6 次宮城県地域医療計画（平成 25 年 4 月公示）  
※平成 28 年 1 1 月変更（「宮城県地域医療構想」追加）
- ⑦第 7 次宮城県地域医療計画（平成 30 年 3 月公示予定）

### 2 地域医療計画の位置付け（イメージ）



### 3 第7次地域医療計画の策定

#### ①従来からの主な記載事項

- イ 5 疾病（がん，脳卒中，急性心筋梗塞，糖尿病，精神疾患）・5 事業（救急医療，災害時における医療，へき地の医療，周産期医療，小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療の目標，医療連携体制等に関する事項
- ロ 医師・看護師等の医療従事者の確保，医療の安全の確保に関する事項
- ハ 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- ニ 基準病床数に関する事項 等

#### ②第7次計画の主な見直し事項

- イ 計画期間が6年間に変更（第6次は5年間）
  - ※在宅医療については中間年（3年）に調査・分析
- ロ 基準病床数
  - 病床過剰地域で，必要病床数が既存病床数を大きく上回る場合の特例
  - 精神病床は第5期障害福祉計画の入院需要の数値を用いた算定式（3年後に更新）
- ハ 5 疾病・5 事業・在宅医療
  - 「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に変更
  - へき地保健医療計画と周産期医療体制整備計画を，それぞれ医療計画に一本化
  - 在宅医療は，県や市町村関係者による協議の場を設置
    - ※介護保険事業（支援）計画との整合性の確保

4 策定スケジュール（予定）

スケジュール		宮城県地域医療計画 策定懇話会 【根拠法：要綱】	宮城県救急医療協議会 【根拠法：条例】	県（医療政策課）	
平成 29年	7月	26日	○第1回 ・現行計画の進捗，次期 計画策定スケジュール， 構成案等の提示・ 意見聴取		
	8月	上～ 中旬			○素案の策定作業
		23日	○第2回 ・素案の提示・意見聴取		
		29日		○第1回 ・現行計画の進捗 ・素案の提示・意見聴取	
	9月 ～ 10月	上旬			○協議会の意見を反映し ながら，素案を修正 ○中間案の策定作業
		中旬			
	11月	下旬	○第3回 ・中間案の提示・意見聴 取		
		上～ 中旬			○懇話会の意見を反映 し，最終案の策定作業
	12月	下旬			○医療審議会へ諮問
		上～ 下旬		○第2回 ・最終案の提示・意見聴 取	○市町村・関係団体等へ の意見聴取及びパブリ ックコメントの実施
平成 30年	1月	上～ 中旬		○市町村・関係団体・パ ブリックコメントの意 見等を踏まえ，最終案 を修正	
		下旬	○第4回 ・最終案の提示・意見聴 取		
	2月	上旬			○懇話会の意見を反映 し，最終案を修正
		中旬			○医療審議会から答申
		下旬			
	3月	上～ 中旬			
		下旬			○第7次宮城県地域医療 計画の策定・公示
	4月				○第7次宮城県地域医療 計画施行